

メガロス東小金井学童クラブ入所申請の手引（令和 8 年度入所用）

当学童は野村不動産ライフ&スポーツ株式会社が小金井市からの補助を受けて運営する民設民営学童保育所です。

はじめに

2025 年 7 月 28 日、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社（以下、弊社とします）が運営する「メガロス武蔵小金井店」のプール施設内において事故が発生し、ご利用されていた当学童の児童一名がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた児童の方のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆様には深くお悔やみ申し上げます。又、多大なるご心配とご不安をおかけいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

この度の事故を弊社といたしましては大変重く受け止めており、二度と発生することのないよう運営に取り組んでまいります。

新たに強化した安全対策については別紙にてご案内差し上げますのでご覧ください。

民設民営学童保育所について

(1) 民設民営学童保育所とは（「小金井市学童保育所入所申請の手引」から引用）

民設民営学童保育所とは、民間事業者が市の補助金を受けて設置運営する学童保育所です。民設民営学童保育所は、職員配置等は市が定める運営に関する基準に基づいて運営しておりますが、早朝保育や 19 時以降の延長保育、送迎、食事の提供、習い事等のさまざまな独自のサービス・活動を提供していることが大きな特色です。学童保育育成料については、公設学童保育所と同様ですが、独自のサービスについては別途料金が必要となります。

(2) 民設民営学童保育所の利用対象児童及び入所要件

利用対象児童は、小学 4 年生まで受入れを行っております。ただし、低学年児童の入所が優先されます。

入所要件については、公設学童保育所と同様です。

(3) その他

① 民設民営学童保育所の定員の空き状況が異なるため、多数申請があった場合、入所できない可能性もあることから、民設民営学童保育所と公設学童保育所の併願申請が可能です。ただし、公設学童保育所との二重在籍はできませんので、民設民営学童保育所への入所が決まった場合、公設学童保育所の取下げ手続きが別途必要となります。

（4 月入所の場合は、2 月中に取下げ手続きを行ってください。）

② 民設民営学童保育所は、大規模化している区域を優先して整備しており、対象地域の児童の利用が優先されます。

なお、登所・降所については、徒歩による送迎を行います。

令和 8 年度 4 月 1 日の入所申請受付について

受付方法	受付〆切
郵送	10 月 31 日（金）～11 月 28 日（金）

※ 11 月 28 日（金）以降は申請期間後随時申請の取扱いとなり、入所出来ないことがあります。

1 学童保育所の概要

- ・設置目的 市内に居住する小学校低学年児童の健全な育成を図るため、学童保育所を設置しています。
- ・対象児童 小学校 1 年生から 4 年生までの児童(小金井市立東小学校の児童優先)
- ・保育時間 通常(月曜日から金曜日)・・・放課後から午後 6 時まで
学校休業日・・・・・・午前 8 時から午後 6 時まで
- ・延長保育時間 通常（月曜日から金曜日）及び学校休業日・・・午後 6 時から午後 8 時まで
（学校休業日は午後 7 時）
- ・休 所 日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 入所要件

(1) 入所の要件

入所の対象となる児童は、市内に居住し、保護者が就労しているなどの理由により日常的に放課後の保育を受けることが出来ない児童です。

※「保護者」とは、現に児童を監護する親権者を指します。

※「日常的に放課後の保育を受けることが出来ない」とは、保護者が保育することが出来ない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後 6 時の時間帯に 4 時間以上あり、その日数が週 4 日以上（1 か月に 16 日以上）あることをいいます。

(2) 入所の制限

児童が感染性の疾病にかかっているときや、心身が虚弱で学童保育所における集団生活に適さないと認められるときは入所できません。

(3) 心身に障がいのある児童

入所については、次の各要件のいずれにも該当することが必要です。

①障がいの程度が知的障がいであって愛の手帳 3 度又は 4 度を所持する児童、又は身体障がいであって身体障害者手帳 5 級又は 6 級（7 級の診断を含む）を所持する児童。内臓疾患により身体障害者手帳の交付を受けた児童については手帳の等級にかかわらず、学童保育所における集団生活に耐え得るとの専門医師の診断書のある児童。専門医師又は市の指定する医師の診断書により、これらの要件に相当すると認められる児童。

②健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としないこと。

③通所に際しては、保護者等による送迎が可能であること。ただし、弊社が特別な理由があると認める場合はこの限りではありません。

※心身に障がいのある児童の入所についてはご相談ください。

※別に定める入所基準表に基づき、審査があります。

※後日、詳しく聞き取りをさせていただくこともありますので、ご了承ください。

3 提出書類

下記書類(1)・(2)・(3)・(4)・(5)は、児童 1 人につき 1 組必要となります。

兄弟姉妹と合わせて申請を行う場合は、(3)及び(4)は児童 1 人に原本を添付し、兄弟姉妹には写しを添付すれば結構です。

※ 提出書類の受領証を希望される場合は、返送先を記載した返信用封筒に 110 円切手を貼り、下記書類と合わせてご提出ください。

- (1) **学童保育所入所申請書** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)
- (2) **重要事項確認書** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)
記載内容を確認し、☐を入れたうえ、署名したものを提出してください。
- (3) **保育の必要性を証明する書類等** (保護者(父・母)の書類が必要です。)

保育にあたれない理由	申請書に添付が必要となる証明書類
就労	〈会社等に雇用されている方〉 就労証明書
	〈自営業の方〉 就労証明書 ※ ご自身が証明者となり就労証明書を作成してください。なお、 <u>自営業の就労内容を証明できる書類の写しも添付してください。</u> (例) 登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 など
保護者自身の疾病	診断書
保護者自身の障害	身体障害者手帳（写し）、愛の手帳（写し）、専門医の診断書等
就学	在学証明書（写し） ※ 公的な職業訓練校を含む。
介護・看護	被介護・看護者の診断書等
求職中（求職活動のため外出を常態とする場合）	求職活動申告書 ※ <u>求職中を要件として入所する場合は、年度中に 1 回のみ、3 か月を限度に承認します。</u>
«育児休業取得者及び取得予定者について» ※ 4 月 1 日時点で育児休業を取得する者は令和 8 年度内に必ず復職する必要があります。 ※ 育児休業の取得期間については、就労証明書の取得期間で確認をいたします。	

※状況により提出書類が異なりますので、ご相談ください。

- (4) **市・都民税課税標準額がわかる書類** (必要な方のみ)

市・都民税課税標準額を証明するため、保護者（父母のみ）それぞれの方について下記①～③

のいずれかが一つが必要です。ただし、令和 7 年 1 月 1 日に小金井市に在住していた方は提出を省略することができます

① 令和 7 年度市民税・都民税特別徴収税額通知書

(令和 7 年 6 月～8 月頃に、給与袋等に同封して通知されたもの。)

② 令和 7 年度市民税・都民税納税通知書

※ 上記①か②の通知書がない方は、下記③の証明書（令和 7 年 1 月 1 日に住所のあった区市町村で発行）が必要です。

③ 令和 7 年度市民税・都民税(非)課税証明書

- (5) **提出書類確認票** (児童 1 人につき 1 枚必要です。)

提出書類の欄に☑を入れ、他の提出書類と合わせてご提出ください。

4 育成料及び延長育成料

学童保育の利用に当たっては、前年度の世帯の市・都民税課税標準額に応じて育成料及び延長育成料を徴収します。

令和 7 年度の世帯の市・都民税課税標準額	育成料(月額)	延長育成料(月額)
5 0 0 万円以上	9, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	7, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
1 5 0 万円以上 3 0 0 万円未満	5, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
1 5 0 万円未満	3, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
市・都民税非課税世帯及び生活保護世帯	無 料	無 料

※午後 7 時～8 時 880 円/30 分

5 申込方法

- (1) **郵送での受付**

«送付先住所» 〒184-0002 小金井市梶野町 5-11-5 パピスプラザ 3 階
メガロス東小金井学童クラブ担当者 宛

6 結果通知

受付期間内に申請された方については、令和 8 年 2 月中旬を目途に通知する予定です。

新規に入所される方を対象に、令和 8 年 3 月中に入所説明会を予定しています。

7 入所承認の取消し

入所が承認された後、次のいずれかに該当したときは、入所承認を取り消します。

- ・入所の要件が無くなったとき。
- ・児童の出席が著しく悪いとき。
- ・休所期間（最長 2 か月）が経過し、なお児童が通所出来ないとき。
- ・正当な理由がなく育成料及び延長育成料を長期間滞納したとき。
- ・条例、規則等の規定に反したとき。
- ・その他弊社が特に入所を不適当と認めたとき。

8 延長保育について

保護者の就労等の理由により午後 6 時から午後 8 時（学校休業日は午後 7 時）までの時間に保育を受けることが出来ない児童を対象に延長保育を実施します。入所が承認されましたら、お申込みください。

9 その他

小金井市立東小学校と第三小学校には学童スタッフが徒歩でお迎えに伺います。

その他の小学校のお子様に関しては、個人での登所をお願い致します。

メガロス東小金井学童クラブにおける安全対策について

2025 年 7 月 28 日の事故を重く受け止め、弊社では安全対策を強化してまいりました。

以下に、当学童において強化した安全対策について記載いたします。

所外活動についての特記事項

- 当学童として、プール遊び等身体の入水を伴う水遊び（以下「プール遊び」という。）の所外活動は今後実施いたしません。
- 所外活動実施に当たっては、その実施内容に関する計画を事前に保護者の皆様にご提出の上で、お子様の参加の有無をご判断いただくことを徹底いたします。また、その実施計画については事前に弊社内にて確認を行い、安全管理が徹底されているかを検査いたします。
- プール遊び以外の今後の所外活動においては、弊社所管部署に加え、活動時の委託先とも安全基準を事前に共有・確認し、実施時には当学童職員が安全判断を行います。

I. 所外活動時の安全対策

- ① 所外活動におけるマニュアルやチェックリストの見直しを行い、各種対策を強化いたしました。
- ② 所外活動実施当日には、お子様の様子・体調の確認を詳細に行うように致します。お子様の安全を最優先し、万が一お子様の調子がすぐれないと当学童として判断した場合には、活動への参加を取りやめていただく場合がございます。
- ③ 活動における引率人数を、原則児童 7 人に対し 1 人以上と、これまでより増員を図り、安全に活動を敢行できる体制で実施致します。
- ④ 万が一の事故発生時の対応について、マニュアル、連絡フローの改善と救急対応研修を実施強化致しました。
特に、救急救命研修については、事故が起きた後のフローも含めた研修を全職員 3 か月に 1 回の履行を必須とします。

II. 所内保育の安全強化

- ① 通常のお預かりにおいて、人員配置は国のガイドラインに定められた人数 2 名以上に対し、3 名以上の人員を配置しております。
- ② 送迎に関しては通常、弊社システム「コドモン」にて保護者の皆様と連絡を取っておりますが、それに加え送迎用チェックリストを作成し、急な変更にも対応できる体制をとっております。
- ③ 社員育成・研修を強化し、行政主催の研修等への参加も必須としております。
- ④ 保護者様との連携について、学童および事業者の担当者連絡先を公開し随時連絡をいただけるようにしております。
- ⑤ 地域との連携を強化させていただいております。

※その他、安全に関する取り組みについては、保護者様に必要な情報を適宜開示しながら、運営にあたっております。